

要 旨 紹 介

本研究では、特殊詐欺事犯者に焦点を当て、特殊詐欺事犯をめぐる情勢について概観するとともに、裁判書や刑事確定記録等の資料に基づく調査及び刑事施設入所者を対象とした質問紙調査の結果を取りまとめて分析した。

1 特殊詐欺事犯をめぐる情勢（第2章）

第2章では、各種統計資料に基づき、特殊詐欺事犯の動向、特殊詐欺被害の状況、特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組及び矯正・更生保護における特殊詐欺事犯者の処遇の現状を紹介した。

（1）特殊詐欺事犯の動向

特殊詐欺は、平成15年頃から目立ち始め、16年には認知件数が約2万5,700件、被害総額が約284億円に達した。その後の認知件数の推移を見ると、増減を繰り返し、令和3年は約1万5,000件であった。月別では、1月の認知件数が最も少ないなど一定の傾向が見られ、特殊詐欺の類型別では、年によって違いはあるが、多くの年でオレオレ詐欺が最も高い割合を占めているなどの特徴が見られた。検挙人員の推移を見ると、平成22年まで増減を繰り返した後、23年から増加傾向にあったが、令和元年をピークに減少し続けており、少年の検挙人員も、平成30年をピークに減少し続けている。

（2）特殊詐欺被害の動向

令和3年における特殊詐欺の認知件数を被害者の男女別に見ると、特殊詐欺総数では女性が約4分の3を占めた。特殊詐欺の類型別では、融資保証金詐欺、架空料金請求詐欺、交際あっせん詐欺及びギャンブル詐欺は男性の構成比が高く、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗、オレオレ詐欺及び還付金詐欺は女性の構成比が高いなど、男女差が見られた。被害者の年齢層別に見ると、特殊詐欺総数では、65歳以上の者が9割近くを占めた。特殊詐欺の被害総額の推移を見ると、平成26年までは増加し続けたが、その翌年から減少し続け、令和3年は約282億円であった。各年の被害総額の推移を特殊詐欺の類型別に見ると、ほとんどの年において、オレオレ詐欺が最も多かった。

(3) 特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組

特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組として、犯行ツールとなり得る携帯電話及び預貯金口座等の不正利用防止策、金融機関との連携、その他事業者との連携、国民から寄せられた情報の活用、地方公共団体の取組及び広報啓発活動の推進等を行っている。

(4) 矯正・更生保護における特殊詐欺事犯者の処遇の現状

刑事施設では、特殊詐欺事犯受刑者を対象とした一般改善指導用教材を整備し、再犯防止指導を実施し、少年院では、特殊詐欺再非行防止指導を実施している。保護観察所では、類型別処遇として特殊詐欺類型を設け、その特性に焦点を当てた処遇を行っている。

2 詐欺事犯者調査（第3章）

第3章では、令和3年版犯罪白書で公表した詐欺事犯者に関する特別調査について、特殊詐欺事犯者の特徴を明らかにする目的で再分析した結果を紹介した。

調査対象者は、全国各地の地方裁判所（支部を含む。）において、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、詐欺により有罪判決の言渡しを受け、調査時点での有罪判決が確定していた者とした。既遂・未遂を問わず、また、準詐欺、電子計算機使用詐欺、犯罪収益移転防止法若しくは組織的犯罪処罰法の各違反又はこれらの帮助・教唆を含み、特殊詐欺に該当する恐喝及び窃盗を含むこととした。本調査における調査対象者の実人員は、1,343人（以下「全対象者」という。）であり、この全対象者に関して、裁判書等の資料に基づき、調査対象事件の概要、対象者の基本的属性・科刑状況・再犯状況等に関する調査を実施した。

（1）全対象者調査の結果

全対象者による延べ事件数は2,515件であり、そのうち特殊詐欺は3分の1を占めていた。特殊詐欺事件の特徴として、共犯率が顕著に高く、共犯者がいる事件のうち共犯者に氏名不詳の者が含まれる事件の構成比も顕著に高かった。全対象者の人員は、男性1,189人、女性154人であり、犯行時の平均年齢は、38.5歳（男性38.2歳、女性41.6歳）であった。全対象者から異なる犯行の手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除いた人員（1,271人）について、犯行の手口別構成比を見ると、特殊詐欺が3割以上と最も高かった。特殊詐欺事犯者の特徴として、前科なしの者、男性、無職の者の構成比がそれぞれ高かった。年齢層は30歳未満の者、刑の種類は実刑の構成比が高かった。また、被害総額は1,000万円以上5,000万円未満の構成比が高く、全部の被害回復・弁済している者の構成比が低かった。犯行の動機・理由は、「金ほしさ」、「友人等からの勧誘」、「軽く考えていた」及び「だまされた・脅された」の該当率が高く、友人・知人等による勧誘や、SNS・闇サイト等に掲載された高額アルバイトを騙った広告に釣られるなどして安易に犯行に加担するケースが多いことがうかがえた。

（2）再犯に関する調査の結果

全対象者について、調査対象事件の第一審の判決言渡日から4年間に、再犯の第一審判決の言渡しを受けていることをもって再犯に及んだものと判断し、再犯の有無、再犯率等について分析した。全対象者1,343人のうち、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除いた1,231人を

分析の対象とした。

特殊詐欺事犯者の傾向として、女性及び50歳代以上の年齢層の者では再犯ありの者がいなかったこと、出所受刑者及び単純執行猶予者は再犯ありの構成比が1割前後だったのに対し、保護観察付全部執行猶予者は再犯ありの構成比が3割を超えていたこと、再犯の罪名については、詐欺再犯よりその他再犯の構成比が高かったことが示された。一方、再犯の有無等について特殊詐欺事犯者とその他詐欺事犯者（無錢飲食を除く。）を比較した結果、有意な差は認められなかった。その他詐欺では、前科の有無によって再犯の有無に有意な差が認められ、先行研究（勝田、2018）を支持する結果が得られたが、特殊詐欺については、そのような傾向は確認されなかった。また、調査対象者によって在社会期間（再犯可能期間）が異なることを踏まえ、Kaplan-Meier推定法による生存分析を行った結果、特殊詐欺事犯者の4年以内の推定再犯率は15.0%であった。

（3）特殊詐欺事犯者調査の結果

全対象者のうち、犯行の手口に特殊詐欺が含まれている者は408人であった。このうち、大都市圏の地方裁判所で判決の言渡しを受けた者について、刑事確定記録等を用いて、より詳細な調査を行った（以下「確定記録調査対象者」という。）。確定記録調査対象者の人員は202人であり、特殊詐欺事件の延べ件数は336件であった。

確定記録調査対象者について役割類型別（「主犯・指示役」、「架け子」、「受け子・出し子」及び「犯行準備役」）に見ると、「受け子・出し子」が半数近くを占め、次いで、「架け子」、「犯行準備役」、「主犯・指示役」の順に多かった。属性別に見ると、無職の者の構成比は「架け子」が高く、「犯行準備役」が低かった。また、検挙時に前歴を有する者の構成比は、「犯行準備役」が高く、暴力団加入状況は、「主犯・指示役」で現役構成員の者の構成比が高かった。犯行の態様等を見ると、行った特殊詐欺の事件数及び報酬額は、いずれも「主犯・指示役」及び「架け子」が「受け子・出し子」よりも多く、「架け子」が「犯行準備役」よりも多かった。犯行の動機では、「主犯・指示役」は「所属組織の方針」の該当率が高く、「受け子・出し子」は「金ほしさ」の該当率が高いなどの特徴が見られた。科刑状況を見ると、総数では、約3分の1が全部執行猶予の者、約3分の2が全部実刑の者（一部執行猶予の者はいなかった。）であった。特殊詐欺の役割類型別に見ると、全部実刑の者の構成比は、「主犯・指示役」が8割以上と最も高く、全部実刑の者の刑期も、「主犯・指示役」が長い傾向にあり、犯行の中心にいる者ほど、重い処分を受けたことが示された。

特殊詐欺事件の被害者の状況を見ると、被害者が65歳以上の高齢者である事件が8割を超え、特に75歳以上の者の事件が半数以上を占めるなど、高齢者の中でも75歳以上の者の割合が特に高いといった特徴が見られた。犯人からの接触状況は、固定電話の構成比が8割以上と顕著に高く、携帯電話と合わせて電話によるものが9割を超えた。被害者の相談状況では、「相談あり」の構成比が未遂事件で既遂事件より顕著に高かった。被害者が相談した事件について、相談相手を見ると、既遂事件・未遂事件共に、「同居の家族・親族」に相談した者の構成比が最も高かった。未遂事件を見ると、最初に詐欺に気付いた者が被害者自身である事件が半数以上を占めていた。

3 詐欺・窃盗初入者調査（第4章）

第4章では、科学警察研究所と共同で実施した詐欺・窃盗初入者に対する質問紙調査について、特殊詐欺事犯者・その他の詐欺事犯者・窃盗事犯者に群分けし、分析した結果を紹介した。

調査対象者は、平成30年7月1日から8月31日までの間、主に初入の男子受刑者を収容する全国の刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。）において、新たに刑執行開始時調査を実施した者のうち、判決罪名（判決言渡日が最も新しい懲役刑の判決罪名をいう。以下同じ。）に窃盗又は詐欺を含む初入の男子受刑者を対象とした。ただし、詐欺事犯の対象者数を確保するため、判決罪名に詐欺を含む初入の男子受刑者については、同年9月30日までを調査実施期間とした。回答が得られた418人の受刑者のうち、調査への協力及び回答内容の研究への利用について同意が得られた者を分析対象者とし、判決罪名について「詐欺」又は「窃盗」と回答しなかった者については、分析から除外した。その結果、最終的な分析対象者は、393人であった。

分析に当たって、判決罪名について「詐欺」と回答し（「詐欺」及び「窃盗」の両方に該当すると回答した者を含む。）、その犯行の手口について「特殊詐欺」と回答した94人（23.9%）を「特殊詐欺群」、判決罪名を「詐欺」と回答し、犯行の手口について「特殊詐欺」以外と回答した81人（20.6%）を「その他詐欺群」、判決罪名を「窃盗」と回答した218人（55.5%）を「窃盗群」とした。

（1）特殊詐欺事犯者の特徴

調査対象者の平均年齢は、全体では38.0歳、特殊詐欺群では30.3歳、その他詐欺群では40.8歳、窃盗群では40.2歳であった。特殊詐欺群の特徴を見ると、年齢層は、30歳未満の者の構成比が高い一方、50歳以上の者の構成比が低かった。刑期は、2年以下の者の構成比が低い一方、2年を超え5年以下の者の構成比が高かった。逮捕歴は、なしの者の構成比が高く、取調べ開始時の就労状況は、無職の者の構成比が高かった。共犯者の有無を見ると、特殊詐欺群は、共犯者ありの構成比が97.7%と高く、その他詐欺群や窃盗群と比べて、共犯者を伴つて行われる特徴が見られた。

（2）特殊詐欺事犯者の心理的特徴

犯行の動機を見ると、全体では、「生活費に困っていた」の該当率が最も高かった。特殊詐欺群では、「知り合いから誘われた」に該当する者が6割近くを占め、その他詐欺群及び窃盗

群と比べて3から5倍以上該当率が高かった。一方、特殊詐欺群は、「自分で思いついた」の該当率が1.1%であり、その他詐欺群及び窃盗群と比べて明らかに低いなど、生活困窮が原因で自ら思い立った者より、対人関係の中で知人からの誘いに乗り、犯行グループに加わる者が多い傾向が見られた。事件に対する罪悪感については、特殊詐欺群の約8割の者が、罪悪感があると回答していた。裁判時の認否については、特殊詐欺群では「一部のみ認めた」の構成比が高い傾向が見られた。

性格特性（外向性・協調性・勤勉性・神経症傾向・開放性の5因子から構成されるTIPI-J（小塩他、2012）によって測定したもの。）について、特殊詐欺群の特徴を見ると、その他詐欺群と比べて勤勉性の得点が低かった。事件に対する罪悪感と性格特性の関連を見ると、窃盗群では、罪悪感と性格特性の一部の因子に有意な関連が見られたところ、特殊詐欺群は、有意な関連が見られなかった。

更生への動機付け（変化の段階モデルの前考慮期・考慮期・行動期・メンテナンス期の4因子から構成される「更生への動機付け尺度」（里見他、2014）によって測定したもの。）について、特殊詐欺群の特徴を見ると、窃盗群と比べてメンテナンス期の得点が低かった。事件に対する罪悪感と更生への動機付けの関連を見ると、その他詐欺群及び窃盗群では、罪悪感と更生への動機付けの一部の因子に有意な関連が見られたところ、特殊詐欺群は、有意な関連が見られなかった。

4 まとめ（第5章）

第5章では、特殊詐欺事犯の動向を踏まえ、二つの特別調査の結果を取りまとめ、考察を加えた。

特別調査の結果からは、特殊詐欺が、綿密な役割分担の下、組織的に敢行されている事実が示された。役割別では、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」と比べて逮捕されるリスクが低く、同種犯行を累行し続け、相当の報酬を得ている一方、捜査機関側の徹底した捜査活動により、一度検挙されると、多くの事件が立件・起訴されて重刑が科される傾向等が明らかとなった。特殊詐欺事犯者は、友人等からの勧誘によって組織に加わる者が多く、組織の中核にいる者は、暴力団等の反社会的勢力に属する者が多いといった特徴も見られたことから、再犯を防止するためには不良な交友関係を断つとともに、組織からの離脱を促していくことが有効であることも示唆された。他方、特殊詐欺事犯者は、その他の詐欺事犯者や窃盗事犯者と比べ、改善更生への妨げとなるような傾向、心理的特性は示唆されなかった。そのため、特殊詐欺事犯者の多くは、適切な処遇を実施することなどにより、再犯可能性を低減させていくことが十分に可能であると考えられる。現在、矯正・更生保護の各段階において、特殊詐欺事犯者を対象とした処遇方法が整備されているところ、本報告の知見が、特殊詐欺事犯者の処遇の充実に資することを期待するものである。

研究部長 外ノ池 和 弥